

第10回 定時株主総会



招集ご通知



開催日時

2020年**12**月**4**日（金曜日）
午前**10**時



開催場所

神戸市中央区港島中町六丁目13番地の1
当社本店



議案

取締役8名選任の件

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、書面又はインターネット等により事前に議決権を行使いただき、当日のご来場はお控えいただくよう、強くお願い申し上げます。
会場内の密閉・密集・密接を避けるため、座席の間隔を広くとらせていただくことにより、ご準備できる座席が20席程度となる関係上、ご入場いただける株主さまは座席数を上限とさせていただき、満席になった場合は入場ができませんので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

議決権行使について



書面又はインターネット等により事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2020年12月3日（木曜日）
午後5時30分まで

「株主優待のお知らせ」は、
28ページをご覧ください。

株式会社ノエビアホールディングス

証券コード：4928

株主各位

神戸市中央区港島中町六丁目13番地の1
株式会社ノエビアホールディングス

代表取締役社長 大倉 俊

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、書面又はインターネット等により事前に議決権を行使いただき、当日のご来場はお控えいただくよう、強くお願い申し上げます。

会場内の密閉・密集・密接を避けるため、座席の間隔を広くとらせていただくことにより、ご準備できる座席が20席程度となる関係上、ご入場いただける株主さまは座席数を上限とさせていただき、満席になった場合は入場ができませんので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、2020年12月3日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具



書面の郵送による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。



インターネット等による議決権の行使

4ページに記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる開示について

以下の事項につきましては、法令及び当社定款第19条に基づき当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

アドレス

<https://www.noevirholdings.co.jp/ir/shareholder/index.htm>

1	日 時	2020年12月4日（金曜日）午前10時（受付開始午前9時）	
2	場 所	神戸市中央区港島中町六丁目13番地の1 当社本店	
3	目 的 事 項	報告事項	第10期（2019年10月1日から2020年9月30日まで） 事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査役会の 連結計算書類監査結果報告の件
		決議事項	議案 取締役8名選任の件
4	議決権行使について	議決権行使書用紙の郵送とインターネット等の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとさせていただきます。 また、インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとさせていただきます。	

以 上

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

議決権行使書用紙をご持参いただきましても、株主ではない代理人又は同伴の方等、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご理解賜りたく存じます。また、当日ご出席の際は、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページに掲載をさせていただきます。

アドレス


<https://www.noevirholdings.co.jp/ir/shareholder/index.htm>

新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について

本株主総会におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、以下の対応を実施させていただきます。ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- 株主の皆様におかれましては、書面又はインターネット等により事前に議決権を行使いただき、当日のご来場はお控えいただくよう、強くお願い申し上げます。
インターネット等による議決権行使方法は、4ページをご覧ください。
- 会場内の密閉・密集・密接を避けるため、座席の間隔を広くとらせていただくことにより、ご準備できる座席が20席程度となる関係上、ご入場いただける株主さまは座席数を上限とさせていただきます、満席になった場合は入場ができませんので、あらかじめご了承ください。
- ご来場の際は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。また、会場入口にアルコール消毒液をご用意いたしますので、ご入場の際にご使用ください。
受付にて、体調等に関するチェックシートへご記入いただき、検温をさせていただきます。発熱や咳等の症状のある方や体調不良とお見受けした方は、会場への入場をお断りさせていただきますので、あらかじめご了承ください。
- 当社役員につきましても、感染症拡大リスクの低減及び会社の事業継続の観点から、当日の健康状態にかかわらず、一部の役員はウェブ会議システムを通じた遠隔からの出席とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。
- 当日は、議場における報告事項及び議案の説明を簡潔に行うことにより、例年より時間を短縮して議事進行いたします。株主の皆様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、当社ホームページにてお知らせいたします。

アドレス



<https://www.noevirholdings.co.jp/ir/shareholder/index.htm>

インターネット等による議決権行使のご案内



議決権行使期限

2020年12月3日(木曜日)
午後5時30分まで

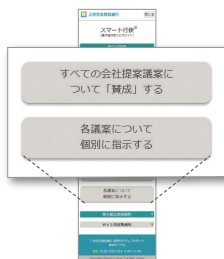
QRコードを読み取る方法(スマート行使®)

スマートフォンやタブレットで、議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使®」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが議決権行使ウェブサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

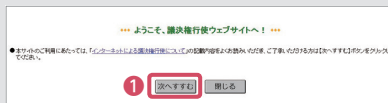
インターネット等により議決権を行使される場合は、次の事項をご確認ください。なお、議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ接続料金及び通信料金は、株主さまのご負担になります。

議決権行使コード、パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

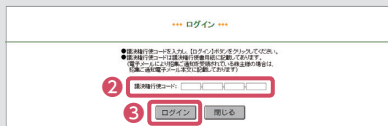


1 議決権行使専用サイトへアクセス



- 1 「次へすすむ」をクリック

2 ログインする



議決権行使書用紙に記載された②「議決権行使コード」を入力し、③「ログイン」をクリック

3 パスワードを入力



議決権行使書用紙に記載された④「パスワード」を入力し、⑤「次へ」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様に関しましては、本株主総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 取締役 8 名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役 8 名全員が任期満了となります。
つきましては、取締役 8 名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	おお くら ひろし	
1	大 倉 昊	(1936年 8 月 9 日生)
		再 任

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1964年 4 月	ジェイ・エイチ・オークラ・エンド・コンパニーを創業
1971年 6 月	(株)ジェイ・エイチ・オークラ・エンド・コンパニーを設立 同社代表取締役社長
1978年 5 月	(株)ノエビアに社名変更 同社代表取締役社長
2009年 9 月	同社代表取締役会長
2011年 3 月	同社代表取締役退任 当社代表取締役会長 (現)

取締役候補者とした理由

創業者として、当社グループ全体の発展に貢献しており、経営に関する豊富な経験と高い見識を有していることから、取締役候補者としたものです。

■ 所有する当社の株式の数
1,000,000株

候補者番号	おお くら たかし	
2	大 倉 俊	(1964年 1 月 16 日生)
		再 任

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1990年 9 月	(株)ノエビア入社
1993年 12 月	同社取締役営業本部副本部長兼国際担当
1998年 2 月	同社常務取締役経営企画室長兼第一営業部担当兼 第四営業部担当
2001年 12 月	同社代表取締役副社長
2009年 9 月	同社代表取締役社長
2011年 3 月	同社代表取締役退任 当社代表取締役社長 (現)

取締役候補者とした理由

当社設立時から代表取締役社長としてグループ経営に取り組み、グループ全体の業績拡大において、中心的な役割を果たしていることから、取締役候補者としたものです。

■ 所有する当社の株式の数
3,699,000株

〈重要な兼職の状況〉 ノエビア ホールディング オブ アメリカ インク CEO

候補者番号

3

よし だ いっ こう

吉田 一幸

(1957年6月10日生)

再任

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1982年 1 月 (株)ノエビア入社
2007年12月 同社取締役経営企画部長兼広報・IR部担当
2009年12月 同社取締役上席執行役員経営企画部長
2011年 3 月 同社取締役退任
当社取締役上席執行役員経営企画部長
2013年12月 当社取締役上席執行役員経営企画部長兼広報・IR部長
2014年12月 当社取締役経営企画、広報・IR部門統括責任役員 (現)

取締役候補者とした理由

当社において、グループ全体の経営企画の統括を務めており、豊富な経験と経営全般に関する知識を有していることから、取締役候補者としたものです。

■ 所有する当社の株式の数

2,800株

候補者番号

4

かい でん やす お

海田 安夫

(1955年11月4日生)

再任

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1978年 7 月 (株)ノエビア入社
1994年12月 同社取締役営業本部副本部長中部地区担当
2009年12月 同社取締役上席執行役員生産物流本部長兼情報システム部担当
2011年 3 月 同社代表取締役社長 (現)
当社取締役 (現)

取締役候補者とした理由

当社における重要な子会社の代表取締役社長を務めており、豊富な経験と経営全般に関する知識を有していることから、取締役候補者としたものです。

■ 所有する当社の株式の数

29,000株

〈重要な兼職の状況〉(株)ノエビア代表取締役社長

株主総会参考書類

候補者番号

5

なか の まさ たか
中野正隆

(1952年4月18日生)

再任

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1978年 6 月 (株)ノエビア入社
1995年10月 (株)ノブ代表取締役社長
2000年 6 月 (株)サナ代表取締役社長
2004年 9 月 常盤薬品工業(株)取締役副社長
2010年 2 月 同社代表取締役社長 (現)
2011年 3 月 当社取締役 (現)

〈重要な兼職の状況〉 常盤薬品工業(株)代表取締役社長

取締役候補者とした理由

当社における重要な子会社の代表取締役社長を務めており、豊富な経験と経営全般に関する知識を有していることから、取締役候補者としたものです。

■ 所有する当社の株式の数

7,000株

候補者番号

6

た なか さ なえ
田中早苗

(1962年7月15日生)

再任

社外取締役

独立役員

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1989年 4 月 弁護士登録
1991年 9 月 田中早苗法律事務所開設 (現)
2007年 4 月 (株)テレビ朝日放送番組審議会副委員長 (現)
2011年 3 月 当社社外取締役 (現)
2015年 3 月 (株)パイロットコーポレーション社外取締役 (現)
2015年 5 月 松竹(株)社外取締役 (現)
2015年 6 月 (株)近鉄エクスプレス社外取締役 (現)

〈重要な兼職の状況〉 田中早苗法律事務所代表
(株)パイロットコーポレーション社外取締役
松竹(株)社外取締役
(株)近鉄エクスプレス社外取締役

社外取締役候補者とした理由

弁護士及び他の企業の社外取締役等として、専門的な見識を有し、当社取締役会にて有益な意見を述べていることから、引き続き、社外取締役として適任と判断しました。

■ 所有する当社の株式の数

0株

候補者番号

7

き な み ま ほ
木 南 麻 浦

(1976年2月14日生)

再任

社外取締役

独立役員

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2010年12月 弁護士登録
蔵王法律事務所入所
2017年12月 当社社外取締役（現）
きなみ法律事務所開設（現）
2019年 6月 (株)アドバネクス社外取締役（現）

〈重要な兼職の状況〉 きなみ法律事務所代表
(株)アドバネクス社外取締役

社外取締役候補者とした理由

弁護士及び他の企業の社外取締役として、専門的な見識を有し、当社取締役会にて有益な意見を述べていることから、引き続き、社外取締役として適任と判断しました。

■ 所有する当社の株式の数

0株

候補者番号

8

あ べ え み ま
阿 部 絵 美 麻

(1979年12月31日生)

再任

社外取締役

独立役員

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2013年12月 弁護士登録
2016年 8月 マックス総合法律事務所入所（現）
2018年12月 当社社外取締役（現）

社外取締役候補者とした理由

弁護士として専門的な見識を有し、当社取締役会にて有益な意見を述べていることから、引き続き、社外取締役として適任と判断しました。

■ 所有する当社の株式の数

0株

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

- 田中早苗氏、木南麻浦氏及び阿部絵美麻氏は、社外取締役候補者であり、当社は各氏を(株)東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏の選任が承認された場合、各氏は引き続き独立役員となる予定であります。
田中早苗氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって9年9ヶ月となります。
木南麻浦氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年0ヶ月となります。
阿部絵美麻氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年0ヶ月となります。
- 社外取締役との責任限定契約について
当社は、田中早苗氏、木南麻浦氏及び阿部絵美麻氏との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。これにより、各氏がその任務を怠ったことにより当社に損失を与えた場合で、かつ、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失の無いときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、当社に対し、責任を負うものとしております。各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間の当該契約を継続する予定であります。

以 上

事業報告 (2019年10月1日から2020年9月30日まで)

1 グループの現況に関する事項

1 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2019年10月1日～2020年9月30日）におけるわが国経済は、企業収益や雇用情勢の改善が進み緩やかな回復が続けていたものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、景気の動向はより一層不透明な状況で推移しました。

当社グループが事業を展開する国内外の市場においては、消費者の多様な潜在需要が見込まれる一方で、消費増税の影響や新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けました。

このような環境の中、中期経営計画のテーマ「グループ各事業の持続可能な経営による節度ある成長の実現」に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度の業績は、売上高51,841百万円（前期比12.5%減）、営業利益8,060百万円（同32.8%減）、経常利益8,242百万円（同32.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益5,618百万円（同22.3%減）となりました。

▶ 売上高

51,841 百万円（前期比 12.5%減）

▶ 営業利益

8,060 百万円（前期比 32.8%減）

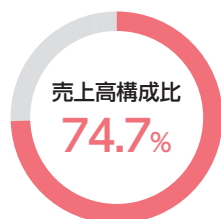
▶ 経常利益

8,242 百万円（前期比 32.7%減）

▶ 親会社株主に帰属する当期純利益

5,618 百万円（前期比 22.3%減）

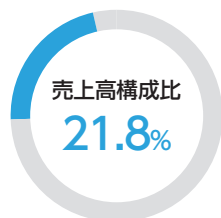
セグメント別の状況



化粧品事業 売上高 **38,742**百万円 セグメント利益 **9,505**百万円

化粧品事業は、売上高38,742百万円（前期比14.2%減）、セグメント利益9,505百万円（同27.9%減）となりました。

カウンセリング化粧品及びセルフ化粧品の売上は、消費増税や新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、低調に推移しました。

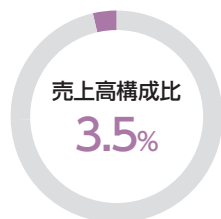


医薬・食品事業 売上高 **11,273**百万円 セグメント利益 **1,261**百万円

医薬・食品事業は、売上高11,273百万円（前期比6.3%減）、セグメント利益1,261百万円（同3.8%減）となりました。

ドリンクの売上は、低調に推移しました。

栄養補助食品の売上は、堅調に推移しました。



その他の事業 売上高 **1,825**百万円 セグメント利益 **10**百万円

その他の事業は、売上高1,825百万円（前期比10.5%減）、セグメント利益10百万円（同85.8%減）となりました。

アパレル・ボディファッション関連及び航空関連の売上は、低調に推移しました。



2 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の影響は、今後とも不透明な状況が見込まれます。

このような環境の中、当社グループの主要事業である化粧品、医薬・食品事業の市場における変化や多様化に対応するため、中期経営計画のテーマ「グループ各事業の持続可能な経営による節度ある成長の実現」を推し進めていくことが対処すべき課題と認識しております。

3 経営方針及び中長期的な戦略

当社グループでは、売上高、営業利益及び自己資本当期純利益率/ROEを重要な経営指標とし、企業価値の最大化と収益性の向上を実現してまいります。

テーマ グループ各事業の持続可能な経営による節度ある成長の実現

- 5つの方針**
- 1 日本市場でのイノベーションと持続的利益創出
 - 2 ブランド価値の向上
 - 3 人材、組織の多様化加速
 - 4 研究開発・生産・物流の多様化加速による競争力強化
 - 5 変化に対応できる経営の推進

2021年9月期の連結業績予想

売上高 **525**億円 営業利益 **90**億円

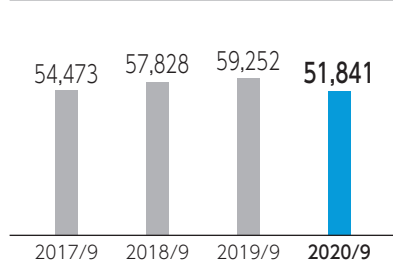
4 財産及び損益の状況

区 分	2017年9月期 (2016年10月1日～ 2017年9月30日)	2018年9月期 (2017年10月1日～ 2018年9月30日)	2019年9月期 (2018年10月1日～ 2019年9月30日)	2020年9月期 当連結会計年度 (2019年10月1日～ 2020年9月30日)
売上高 (百万円)	54,473	57,828	59,252	51,841
営業利益 (百万円)	9,986	11,343	11,992	8,060
経常利益 (百万円)	10,291	11,577	12,247	8,242
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	7,077	7,842	7,226	5,618
営業利益率 (%)	18.3	19.6	20.2	15.5
1株当たり当期純利益 [EPS] (注) (円)	199.64	228.56	211.57	164.48
1株当たり配当金 (円)	150	180	200	205
自己資本当期純利益率 [ROE] (%)	12.3	14.1	13.8	10.7
総資産 (百万円)	93,567	82,809	83,330	80,052
純資産 (百万円)	59,365	51,998	52,946	52,243

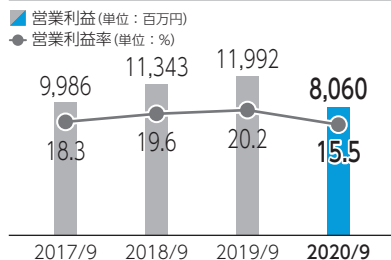
(注) 1株当たり当期純利益 [EPS] は、自己株式を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

売上高

(単位：百万円)

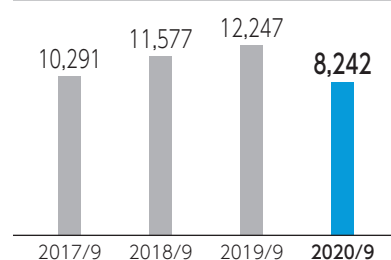


営業利益 / 営業利益率

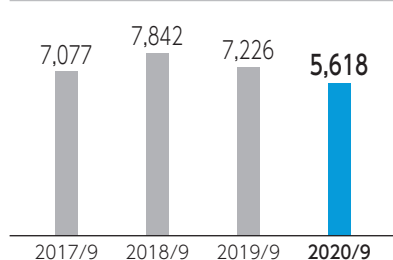


経常利益

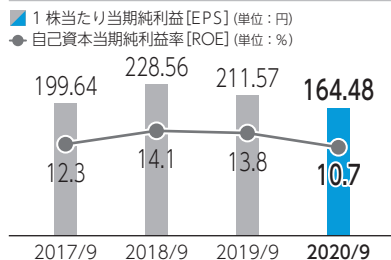
(単位：百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)

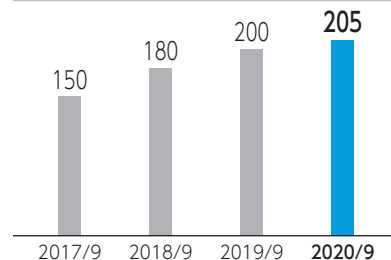


1株当たり当期純利益 [EPS] / 自己資本当期純利益率 [ROE]



1株当たり配当金

(単位：円)



事業報告

5 主要な事業内容

区分	主要な事業内容
化粧品事業	化粧品及びトイレタリーの製造販売、化粧雑貨の仕入販売
医薬・食品事業	医薬品及び食品の製造・仕入販売
その他の事業	アパレル・ボディファッション及び航空機・船舶の仕入販売、航空運送・操縦訓練事業、その他

6 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ノエビア	7,319百万円	100%	化粧品の製造販売、栄養補助食品の仕入販売
常盤薬品工業株式会社	4,301百万円	100%	医薬品及び食品の製造販売、化粧品の仕入販売

(注) 当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりです。

特定完全子会社の名称	株式会社ノエビア
特定完全子会社の住所	神戸市中央区港島中町六丁目13番地の1
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	40,819百万円
当社の総資産額	58,724百万円

7 主要な営業所及び工場等

当社

神戸本社（本店）
東京本社

神戸市中央区
東京都中央区

株式会社ノエビア

神戸本社（本店）
営業拠点
工場
研究所

神戸市中央区
仙台、東京、名古屋、神戸、広島、福岡
滋賀工場 滋賀県東近江市
グループ総合研究所 滋賀県東近江市

常盤薬品工業株式会社

神戸本社（本店）
営業拠点
工場

神戸市中央区
仙台、東京、名古屋、神戸、広島、福岡
三重工場 三重県伊賀市

8 従業員の状況

グループ従業員数	1,507名
----------	--------

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時従業員158名（年平均）は含まれておりません。

9 資金調達の状況と主要な借入先

資金調達の状況については特記すべき事項はございません。また、主要な借入先については該当事項はございません。

10 剰余金の配当に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題と考えております。よって、中長期的な事業展開と経営体質の強化のための内部留保を確保しつつ、株主の皆様への安定的な配当を継続することを基本方針としております。当期の期末配当金は上記方針に則り、直近の配当予想から5円増配し、1株当たり普通配当205円といたします。

次期の配当金は、1株当たり普通配当年間205円を予定しております。

11 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資等の総額：1,456百万円
主として、建物・土地の取得等によるものです。

2 | 株式に関する事項 (2020年9月30日現在)

1 発行可能株式総数	145,000,000株
2 発行済株式の総数	34,156,623株
3 株主数	19,188名
4 大株主	

株主名	持株数	持株比率
株式会社エヌ・アイ・アイ	12,382 千株	36.25 %
大倉 俊	3,699	10.83
大倉 昊	1,000	2.93
株式会社三井住友銀行	900	2.63
S M B C日興証券株式会社	889	2.60
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	773	2.26
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE I E D U C I T S C L I E N T S N O N T R E A T Y A C C O U N T 1 5 . 3 1 5 P C T	535	1.57
ノエビアホールディングス従業員持株会	400	1.17
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	390	1.14
株式会社かんぽ生命保険	371	1.09

(注) 持株比率は自己株式(104株)を控除して算出し、小数点第3位以下を四捨五入しております。

3 会社役員の状況

1 取締役及び監査役（2020年9月30日現在）

地位	氏名	担当、重要な兼職の状況等
代表取締役会長	大倉 昊	
代表取締役社長	大倉 俊	ノエビア ホールディング オブ アメリカ インク CEO
取締役	吉田 一幸	経営企画、広報・IR 部門統括責任役員
取締役	海田 安夫	(株)ノエビア代表取締役社長
取締役	中野 正隆	常盤薬品工業(株)代表取締役社長
取締役	田中 早苗	弁護士 田中早苗法律事務所代表、(株)パイロットコーポレーション 社外取締役、松竹(株)社外取締役、(株)近鉄エクスプレス社外取締役
取締役	木南 麻浦	弁護士 きなみ法律事務所代表、(株)アドバネクス社外取締役
取締役	阿部 絵美麻	弁護士 マックス総合法律事務所所属
常勤監査役	濱口 雅之	
監査役	杉本 和也	公認会計士 杉本会計事務所代表
監査役	土田 亮	上智大学法科大学院教授、弁護士 法律事務所フロンティア・ロー所属、ユーピーアール(株)社外取締役

- (注) 1. 取締役のうち田中早苗氏、木南麻浦氏及び阿部絵美麻氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち杉本和也氏及び土田亮氏は、社外監査役であります。
3. 監査役杉本和也氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役田中早苗氏、同木南麻浦氏及び同阿部絵美麻氏、監査役杉本和也氏及び同土田亮氏を(株)東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。これにより、各氏がその任務を怠ったことにより当社に損失を与えた場合で、かつ、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失の無いときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、当社に対し、責任を負うものとしております。
6. 2019年12月5日開催の第9回定時株主総会終結の時をもって、常勤監査役赤川正志氏は辞任いたしました。
7. 当社は執行役員制度を導入しております。2020年9月30日現在の取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

地位	氏名	担当、重要な兼職の状況
上 席 執 行 役 員	小 山 隆	総務、法務部門 統括責任役員
執 行 役 員	橋 本 眞	人事部門 統括責任役員
執 行 役 員	羽 生 光	情報システム、経理部門 統括責任役員
執 行 役 員	あゆ 川 和	経営企画部長
執 行 役 員	なか お 昌	内部監査部門 統括責任役員

2 取締役及び監査役の報酬等の額

	報酬額	支給人員
取締役 (うち社外取締役を除く)	1,243 百万円 (1,224)	8 名 (5)
監査役 (うち社外監査役を除く)	45 (30)	4 (2)
社外役員	33	5

(注) 1. 取締役の報酬には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記には、2019年12月5日開催の第9回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

3 社外役員に関する事項

1) 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役田中早苗氏は、田中早苗法律事務所代表並びに、(株)パイロットコーポレーション、松竹(株)、(株)近鉄エクスプレスの社外取締役を兼任しております。尚、当社と同法律事務所並びに各社との間に特別の利害関係はありません。

社外取締役木南麻浦氏は、きなみ法律事務所代表及び(株)アドバネクスの社外取締役を兼任しております。尚、当社と同法律事務所及び同社との間に特別の利害関係はありません。

社外取締役阿部絵美麻氏は、マックス総合法律事務所に所属しております。尚、当社と同法律事務所との間に特別の利害関係はありません。

社外監査役杉本和也氏は、杉本会計事務所代表を兼任しております。尚、当社と同会計事務所との間に特別の利害関係はありません。

社外監査役土田亮氏は、上智大学法科大学院教授及びユーピーアール(株)の社外取締役を兼任し、法律事務所フロンティア・ローに所属しております。尚、当社と同大学並びに同社、同法律事務所との間に特別の利害関係はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席回数	監査役会 出席回数	発言状況
社外取締役	田中早苗	12回／12回	—	主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
社外取締役	木南麻浦	12回／12回	—	主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
社外取締役	阿部絵美麻	12回／12回	—	主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
社外監査役	杉本和也	12回／12回	10回／10回	公認会計士としての経験と見識に基づき発言を行っております。
社外監査役	土田亮	12回／12回	10回／10回	主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

4 会計監査人の状況

1 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	32百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	59百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3 監査役会が会計監査人の報酬等について同意をした理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

4 非監査業務の内容

該当事項はありません。

5 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は監査役全員の同意に基づき監査役会が解任いたします。そのほか、会計監査人の会社法等関連法令違反や、独立性、専門性、職務の執行状況、そのほかの諸般の事情を総合的に判断して会計監査を適切に執行することが困難であると認められる場合、また、監査の適切性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合は、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とすることを求めます。

連結計算書類

連結貸借対照表 2020年9月30日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	50,416
現金及び預金	29,456
受取手形及び売掛金	9,229
商品及び製品	6,603
仕掛品	90
原材料及び貯蔵品	1,384
未収入金	3,032
その他	638
貸倒引当金	△19
固定資産	29,636
有形固定資産	23,023
建物及び構築物	5,628
機械装置及び運搬具	1,631
土地	13,920
リース資産	1,130
建設仮勘定	490
その他	221
無形固定資産	430
のれん	271
ソフトウェア	83
その他	75
投資その他の資産	6,181
投資有価証券	2,064
繰延税金資産	2,570
その他	1,569
貸倒引当金	△22
資産合計	80,052

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	7,580
支払手形及び買掛金	2,148
リース債務	112
未払金	2,402
未払法人税等	1,109
賞与引当金	101
返品調整引当金	472
その他	1,233
固定負債	20,229
リース債務	1,112
長期預り保証金	12,894
繰延税金負債	596
退職給付に係る負債	5,250
その他	375
負債合計	27,809
純資産の部	
株主資本	50,980
資本金	7,319
利益剰余金	43,662
自己株式	△0
その他の包括利益累計額	997
その他有価証券評価差額金	1,236
為替換算調整勘定	△203
退職給付に係る調整累計額	△35
非支配株主持分	265
純資産合計	52,243
負債純資産合計	80,052

連結損益計算書 2019年10月1日から2020年9月30日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	51,841
売上原価	18,760
売上総利益	33,081
販売費及び一般管理費	25,020
営業利益	8,060
営業外収益	183
受取利息	7
受取配当金	15
為替差益	2
保険配当金	52
その他	104
営業外費用	1
その他	1
経常利益	8,242
特別損失	9
固定資産除売却損	5
会員権評価損	3
税金等調整前当期純利益	8,233
法人税、住民税及び事業税	2,650
法人税等調整額	△98
当期純利益	5,681
非支配株主に帰属する当期純利益	63
親会社株主に帰属する当期純利益	5,618

計算書類

貸借対照表 2020年9月30日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	6,173
現金及び預金	4,547
売掛金	163
前払費用	46
未収入金	1,372
その他	42
固定資産	52,551
投資その他の資産	52,551
投資有価証券	1,863
関係会社株式	50,167
関係会社長期貸付金	520
その他	0
資産合計	58,724

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	397
未払金	230
未払費用	11
未払法人税等	5
預り金	55
その他	94
固定負債	502
繰延税金負債	502
負債合計	899
純資産の部	
株主資本	56,669
資本金	7,319
資本剰余金	25,918
資本準備金	1,830
その他資本剰余金	24,088
利益剰余金	23,432
その他利益剰余金	23,432
繰越利益剰余金	23,432
自己株式	△0
評価・換算差額等	1,155
その他有価証券評価差額金	1,155
純資産合計	57,825
負債純資産合計	58,724

損益計算書 2019年10月1日から2020年9月30日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	9,313
一般管理費	3,524
営業利益	5,788
営業外収益	444
受取利息	3
受取配当金	12
受取手数料	423
その他	5
営業外費用	0
その他	0
経常利益	6,233
税引前当期純利益	6,233
法人税、住民税及び事業税	5
法人税等調整額	5
当期純利益	6,222

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年11月3日

株式会社ノエビアホールディングス
取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ
神 戸 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 新 免 和 久 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 高 崎 充 弘 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ノエビアホールディングスの2019年10月1日から2020年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ノエビアホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年11月3日

株式会社ノエビアホールディングス
取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ
神 戸 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 新 免 和 久 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 高 崎 充 弘 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ノエビアホールディングスの2019年10月1日から2020年9月30日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年10月1日から2020年9月30日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および会計監査人有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年11月4日

株式会社ノエビアホールディングス 監査役会

常勤監査役 濱 口 雅 之 ㊞

社外監査役 杉 本 和 也 ㊞

社外監査役 土 田 亮 ㊞

以 上

株主の皆さまの日ごろのご支援に感謝し、株主優待を実施させていただきます。

■ 対象者

2020年9月30日現在100株以上保有の株主さま

■ お申込み期間

2020年11月19日（木）▶ 12月4日（金）

※締切日（12月4日）までにお申込みがない場合、株主優待品の発送は対応いたしかねます。

■ お申込み方法 ※Web申込み制

当社ホームページの株主優待サイトから、同封のご通知書に記載の「ID（株主番号）」と「パスワード」を入力してお申込みください。お申込み後の変更はお受けできませんのでご注意ください。

株主優待サイト



■ 株主優待品内容

1,000株以上保有の株主さま

「ノエビアグループ商品セット」または「ノエビア商品フリーチョイス」からお選びください。（税抜22,000円相当）



ノエビアグループ商品セット

<写真左より>

- ・ノエビア 99+ クレンジングフォーム（ジェントル）
- ・ノエビア 99+ 薬用エンリッチ スキンコンディショナー*
- ・ノエビア 99+ ミルクローション（リッチ）
- ・ノブ オリゴマリン ローション S*
- ・ノブ ハンドクリーム*
- ・エクセル リアルクローズシャドウ CS03（ローズピンヒール）

100株以上1,000株未満保有の株主さま

ノエビアグループ商品AセットまたはBセットからお選びください。（税抜2,000円相当）

Aセット



Bセット



〈Aセット〉

- ・ノブ ソープ D
- ・ノエビア キッチンメイトN（ハーフサイズ）

〈Bセット〉

- ・ノエビア 薬用プロテクトハンドクリーム*
- ・なめらか本舗 WR クレンジング洗顔 N

*医薬部外品

お問合せ先 株主優待サポートデスク TEL：0120-191-115（9：00～17：00／土・日・祝日除く）

株主メモ

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日
定時株主総会	毎年12月
株主確定日	9月30日、3月31日
単元株式数	100株
株主名簿管理人 及び特別口座 の口座管理機関	〒100-8233 東京都千代田区丸の内1-4-1 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉2-8-4 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	電話 0120-782-031 (フリーダイヤル) 取次事務は三井住友信託銀行株式会社で行っております。

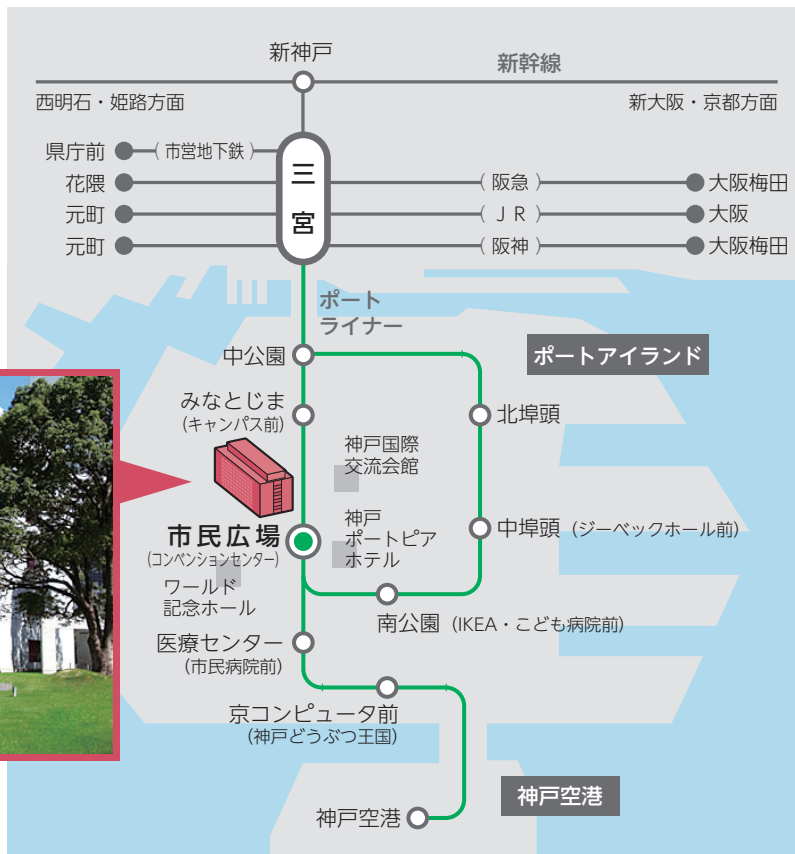
電子公告掲載のホームページアドレス <https://www.noevirholdings.co.jp/ir/announce/index.htm>

This image shows a blank sheet of white paper with ten horizontal dashed lines. The lines are evenly spaced and extend across the width of the page, providing a guide for handwriting practice. There is no text or other markings on the paper.

株主総会会場 ご案内図

会場

神戸市中央区港島中町六丁目13番地の1
当社本店



交通



当社は、株主総会におけるお土産配布は行っておりません。
ご了承ください。

